

「公印省略」

5 飯 福 高 第 470 号  
令和 5 年 5 月 25 日

各介護保険施設 管理者 様

飯塚市福祉部高齢介護課長

### 介護保険負担限度額認定について（依頼）

平素より本市介護保険行政について、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、本制度対象者に交付しております介護保険負担限度額認定証の有効期限は、令和 5 年 7 月 31 日となっております。このため、引続き本制度を利用される方につきましては、更新の手続きが必要となります。

更新の通知に関しましては、令和 5 年 5 月 24 日付で、対象者宛（住民票登録地、もしくは送付先として届け出ている住所）に送付していますが、代理で手続きをするご家族がない等、申請が困難なケースも想定されます。つきましては、**施設で取りまとめが可能な場合は一括で申請**を、取りまとめが難しい場合は、申請手続きについて、可能な限りサポートをお願いいたします。

また、押印の見直しに伴い、昨年度より**被保険者本人及び代理人の身元確認が必須**となっています。このことについて、既に対応いただいているところですが、昨年度と同様に年次更新申請についてのみ、被保険者本人の身元確認方法を緩和しています。詳細につきましては、別紙チラシをご参照ください。

業務ご多忙の中、大変お手数をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

### 記

- 1 提出書類
  - ・介護保険負担限度額認定申請書、および添付書類（別紙に記載）  
※添付している申請書を使用してください。
  - ・（施設で取りまとめる場合）対象者名簿
- 2 受付期間 **令和 5 年 6 月 1 日（木）～6 月 30 日（金）**
  - ※7 月以降のお手続きも可能ですが、7 月中の発送に間に合わない場合があります。
- 3 提出先
  - ・飯塚市役所 高齢介護課 給付係（本庁 1 F ・ 1 3 番窓口）
  - ・穂波・筑穂・庄内・颯田各支所の市民窓口課
  - ※窓口提出が困難な場合、郵送による提出も可能です（高齢介護課宛）

4 結果通知 令和5年7月上旬および7月下旬以降に被保険者宅へ発送予定  
※送付先がご家族等に設定されている方は、そちらに送付します。

5 更新後の有効期間 令和5年8月1日から令和6年7月31日まで

6 その他留意事項等

- ・飯塚市 HP には5月下旬掲載予定です。(申請書の様式等)
- ・施設職員の方が代理で手続きされる場合、郵送・窓口受付に関わらず委任状と身元確認ができるもの(郵送の場合はコピー)が必要となります。  
※複数人分まとめて提出される場合は各対象者からの委任状が必要です。  
※委任状の受任者欄に施設の住所を記載される場合は、本人確認の他、その施設で勤務していることを証明してください。(医療保険証に記載してある事業所名等で確認をします)
- ・申請書の個人番号記載欄について、マイナンバー通知カード等のコピーは市で預かりませんので、コピーを提出する必要はありません。可能なかぎり記載をお願いいたします。
- ・記載内容や添付書類の不備がある場合は受付できません。
- ・身元確認方法について、必ずチラシを確認してください。

《問合わせ・提出先》  
〒820-8501  
福岡県飯塚市新立岩5番5号  
飯塚市役所 福祉部 高齢介護課  
給付係  
Tel : 0948-22-5500 (内線 1133・1134)  
Fax : 0948-25-6214